

暴風警報及び特別警報の発表・地震における児童の登下校について

名古屋地方気象台から各種気象情報は、市町村単位で発表されています。そこで、安城市内の小中学校については、昨年度から判断基準をこれまでの「西三河南部」から「安城市」へと変更しました。また、気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合には、**特別警報**を発表することになりました。

つきましては、今後、暴風警報・特別警報等が発表された場合は下記のように対応しますので、ご理解の上ご協力くださるようお願いいたします。

記

暴風警報発表時における対応

1 児童の登校する以前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表されている場合

- (1) 始業時刻の2時間前(6時15分)までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- (2) 始業時刻の2時間前(6時15分)から午前11時までに安城市の警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。
- (3) 午前11時以降、警報が継続されている場合は、授業は行いません。

(半日日課の場合は、午前9時以降に警報が継続されている場合は、授業を行いません)

※上記(1)(2)の場合においても、道路の冠水、河川の増水等の危険が残る場合があります。登校が危険なときは、登校を見合わせ、その旨を必ず学校へ連絡してください。この場合は遅刻・欠席扱いとはしません。

2 児童生徒の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表された場合

- (1) 気象および通学路の状況等を判断して児童生徒が安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。
- (2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断されるときは、保護者引き渡しによって下校させることとなります。その際は、家庭への連絡を密にし、お迎えがあるまでは学校で保護・待機させます。

特別警報発表時における対応

1 児童の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

- (1) 自宅待機とします。
- (2) 特別警報解除後も、学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とします。なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページおよび連絡メール等によりお知らせします。

2 児童の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

- (1) 即刻、授業を中止し、校内にて児童生徒の安全を確保します。
- (2) 保護者への引き渡しを安全に行えると判断するまでは学校で保護・待機させます。

なお、保護者への引き渡し判断についての情報は、学校ホームページおよび連絡メール等によりお知らせします。

強風注意報・大雨警報等発表時における対応

安城市に暴風警報・特別警報が発表されていない状況でも、

強風・大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 名古屋地方気象台から発表される強風注意報・大雨警報等の気象情報、災害や気象、通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する場合があります。また、学区の地理的状況等により、一部地域の児童生徒に対して、休業や授業の中止等を決定することもあります。
- (2) 学校からの指示がない場合においても、児童生徒の安全を第一に考え、登校は、保護者で判断してください。保護者の判断により登校を見合わせた場合は、学校に必ず連絡してください。この場合は遅刻・欠席扱いとはいたしません。ただし、緊急対応のため、給食費の返金等はできませんのでご了承ください。

＜保護者の皆様へのお願い＞

暴風警報が発令され、児童を集団下校させることになったときに、『家に入れるかどうか』で、下校させるか、学校に待機させるかが問題となりました。その確認を、担任が直接お子さんに聞きましたところ、しっかり答えることができない子がいました。

したがって今後、**台風が近づいている場合**、事前にお子さんと家に入れるかどうか（低学年で家に一人であることが心配かどうかなど）を話し合った上で、**みんなと下校させるか、学校に待機させるかを確認**しておいてください。低学年のお子さんは、それを連絡帳に記入していただくと確実になるかと思われま

中には、下校の場合で、**近くの親戚・知人等のお宅へ**、しばらくお子さんをあずかっていただく場合もあるようです。そのような場合は、そのことをお子さんが十分承知できるよう指導をしておいていただくとともに、担任にも伝えるようお願いいたします。

【地震の安全対策について】

1 警戒宣言が発令された場合

- (1) 児童の在宅中に警戒宣言が発令された場合は休校とし、児童は登校しません。
- (2) 児童の在校中に警戒宣言が発令された場合は、授業を中止するとともに児童の安全を確保し、保護者の方に迎えに来ていただきます。
- (3) 児童の登下校中に警戒宣言が発令された場合は、通学班ごとに速やかに帰宅します。

2 突然大地震が発生した場合

(1) 児童の在校中に大地震が発生した場合

教師の指導のもとに、安全な場所（グラウンドや体育館等）に移動・待機をします。

地震の発生により、直ちにお子様を帰宅させることはありません。テレビやラジオ等で安全な状況であると確認できた後、お子様をお迎えに来ていただきますようお願いいたします。原則として、保護者の方のお迎えがあるまで、お子様をおあずかりします。なお、保護者によるお迎えが難しい場合は、身元等を確認した上で、代理の方に引き渡しをいたします。

(2) 児童の登下校中に大地震が発生した場合

ブロック塀など、倒れてきそうなものがない広い安全な場所にすぐに移動し、揺れがおさまるまで待機します。その後、危険物を避けながら、近くの避難場所（小学校・中学校・公民館や公園等地域の避難場所・自宅）に移動します。里町小学校に来ていない児童には、何らかの方法（電話・メール・家庭訪問等）にて安否確認を行います。

（ただし、災害により通信手段が不通になった場合は除きます。）